○農林水産省告示第六百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第二十号

二　登録認定機関の名称及び住所
エコサート・キュー・エー・アイ・ジャパン有限会社　神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号神奈川サイエンス・パーク・ビル

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号
神奈川サイエンス・パーク・ビル

○国土交通省告示第三百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16414	プジョー　ＡＢＡ－Ａ７Ｗ５Ｆ01	プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	東京都渋谷区東３丁目16番３号エフ・ニッセイ恵比寿ビル
16415	〃　ＡＢＡ－Ａ７Ｃ５Ｆ01	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十一月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16416	三菱　ＤＢＡ－Ｙ３Ａ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
16417	三菱　ＤＢＡ－Ｘ３Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第六百十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月十日　第三十七号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人有機農業認証協会　大阪府吹田市江坂町一丁目二十三番十九号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
大阪府吹田市江坂町一丁目二十三番十九号

○国土交通省告示第三百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16424	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ	フォルクスワーゲンジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地の10
16425	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１ＫＣＡＸ	〃	〃
16426	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－13ＣＺ	〃	〃
16427	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－13ＣＤＬ	〃	〃
16428	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－３ＣＣＤＡ	〃	〃
16429	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－３ＣＣＺＣ	〃	〃
16430	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－１ＫＣＤＬＦ	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16424	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ	フォルクスワーゲンジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地の10
16425	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１ＫＣＡＸ	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16418	マツダ　ＤＢＡ－ＧＨ５ＡＰ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
16419	マツダ　ＤＢＡ－ＧＨ５ＡＳ	〃	〃
16420	マツダ　ＤＢＡ－ＧＨ５ＡＷ	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16421	三菱　ＤＢＡ－Ｖ４Ｗ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
16422	三菱　ＤＢＡ－Ｗ４Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第三百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16423	ニッサン　ＣＢＡ－ＴＺ51	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第三百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十二月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年四月十四日

国土交通大臣　前原　誠司